

六次産業化・地産地消法に基づく 総合化事業計画作成のための ガイドライン

**令和2年12月
食料産業局産業連携課**

農林水産省

目 次

I	はじめに	2
II	総合化事業計画の申請手続	4
1.	総合化事業計画に係る認定申請書（別記様式第1号）	5
2.	総合化事業計画（別紙）	
その1	事業名、申請者等の概要	6
その2	農林漁業経営の現状	8
その3	総合化事業の目標	9
その4	総合化事業の内容	14
3.	別表	22
III	終わりに	24
(参考) 国の相談窓口		25

このガイドラインは、総合化事業計画の認定申請書の作成に当たり、農林漁業者等の方々の参考となるよう作成したのですが、6次産業化プランナー等6次産業化に取り組む農林漁業者等を応援する方々にも活用していただきたいと考えています。

このガイドラインは、そのような方々から頂いた意見を踏まえ、より使いやすいものとなるよう随時改訂していく予定です。

I はじめに(その1)

農林漁業者の方々は、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。いわゆる「六次産業化・地産地消法」）に定める総合化事業を行うに当たり、そのための事業計画を作成して農林水産大臣の認定を受けることができます。

総合化事業は、①農林漁業経営の改善を図ることを目的とし、②農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、③農林水産物等の価値を高めることを目指したものであるとされています。

総合化事業を行おうとする際には、何を目的としてどのような事業を行おうとするのか、どのような人たちをターゲットとする商品を作るのか、そのために商品が備えるべき価値をどのように生み出すか、その商品を作るために必要な設備や労働力を整えるためにはどれだけの資金が必要で、それをどのようにして調達すればいいのかといった多くの疑問に直面します。

I はじめに(その2)

総合化事業計画の作成は、そのような疑問に一つ一つ答を出し、6次産業化に取り組もうとする農林漁業者の方が、目指す経営の姿を作りあげていく過程であるということができます。

このような自問と自答の反復を経て練り上げられた事業計画は、認定を受けた後に事業を実践する際には、目指す目標に向かって進んでいるのかを検証し、必要であればその事業内容を見直すためのツールにもなります。

6次産業化に取り組もうとされる農林漁業者の皆さん、総合化事業計画の認定を目指して計画作成をされる際に、このガイドラインを活用していただければと思います。

II 総合化事業計画の申請手続について

以下のページでは、総合化事業計画に係る認定申請書とこれに添付する別紙・別表（以下「認定申請書等」といいます。）について、記載例（赤字）を示しつつ、その作成のポイントと記載上の留意事項（青字）を解説します。

また、用語の意味については、以下に掲げるもののほか、その都度解説します。

- 農林漁業者等・・・農業者、林業者若しくは漁業者又はこれらの者の組織する団体（これらの者が主たる構成員又は出資者となっている法人を含みます。）のことをいいます。
総合化事業計画を策定し、認定を申請することができるのは、農林漁業者等のみです。
- 農林水産物等・・・農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するものをいいます。「農林水産物の生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち動植物に由来するもの」としては、家畜排せつ物や間伐材などが該当します。

なお、認定申請書等の作成に当たっては、専門用語や特定の地域のみで使われる用語、特定の方にのみ通じる用語は極力避けていただき、平易な表現を心がけてください。やむを得ず、専門用語等を用いる場合には、その意味を注記するなどの工夫をお願いいたします。

1 総合化事業計画に係る認定申請書(別記様式第1号)

«記載例»

別記様式第1号 (第3条関係)

総合化事業計画に係る認定申請書

〇〇年〇月〇〇日

〇〇農政局長 殿

申請者

住所 東京都千代田区霞が関×-×-×

氏名 株式会社霞が関農園

代表取締役 農林 太郎

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

«共同申請の場合の記載例»

申請者 (代表者)

住所 東京都〇〇区〇-〇-〇

氏名 株式会社〇〇農園

代表取締役 〇〇 〇〇

申請者 (共同申請者)

住所 千葉県□□市□□町□-□

氏名 株式会社□□ファーム

代表取締役 □□ □□

申請者 (共同申請者)

住所 埼玉県△△町△-△

氏名 △△ △△

«記載上の留意事項»

【申請年月日】

申請年月日については、事前相談・調整を終え、最終的に提出する日付を記入してください。

【申請先】

申請する農林漁業者等の主たる事務所の所在地を所管する地方農政局長等宛としてください。複数の農林漁業者等が共同して申請する場合は、代表者の主たる事務所の所在地を所管する地方農政局長等宛としてください。

【申請者名】

住所、名称、代表者の役職については、定款・登記事項証明書の記載と同一のものを記載してください。

個人の方で屋号（〇〇農場や△△水産など）を使用している場合は、前に屋号を記載し、後ろに個人名を記載してください。

共同申請者がいる場合は、全ての共同申請者について記載してください。また、代表者を最初に記載し、更に各申請者が代表者又は共同申請者のいずれであることが分かるように記載してください。

なお、促進事業者につきましては、別記様式第1号への記載は不要です。

2 総合化事業計画(別紙その1:事業名、申請者等の概要)

《作成のポイント》

- 「I はじめに」にもお示ししたとおり、総合化事業を行おうとする際には、何を目的としてどのような事業を行おうとするのか、どのような人たちをターゲットとする商品を作るのか、そのために商品が備えるべき価値をどのように生み出すのかといった取組を行うことになります。
- 総合化事業の事業名は、このような事業の目的、ターゲットとする顧客や商品の価値の源泉、これを引き出すための工夫といったことが端的に表現されたものとしてください。

《記載例》

(別紙)

総合化事業計画

1 事業名

健康志向の方を対象に、調味料や食品添加物を使用しないトマト本来の甘さを引き出すための技術を用いた商品の製造・販売

2 申請者等の概要

申請者（代表者）	
①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、 ③団体の場合はその代表者の氏名、④連絡先(電話番号、FAX番号、担当者名)、 ⑤資本金の額又は出資の総額、⑥従業員数、⑦業種、⑧決算月	⑤：1,000万円 ⑥：常時雇用者 ○名、臨時雇用者 ○名 ⑦：野菜作農業(0113) ⑧：3月
①：株式会社霞が関農園 ②：〒***-*** 東京都千代田区霞が関×-×-× ③：代表取締役 農林 太郎 ④：電話番号：03-*****-***** FAX番号：03-*****-***** 担当者名：○○部 農林 次郎 (*****@**.**)	⑤：1,000万円 ⑥：常時雇用者 ○名、臨時雇用者 ○名 ⑦：野菜作農業(0113) ⑧：3月

≪記載上の留意事項≫

「1 事業名」

事業名は計画の概要を端的に表すタイトルとしてください。

「2 申請者等の概要」

③【団体の場合はその代表者の氏名】

法人又は団体の場合には、その代表者の役職及び氏名を記載してください。なお、個人の場合は記載は不要です。

④【連絡先（電話番号、FAX番号、担当者名）】

総合化事業の主担当者の所属部署名と氏名を記載してください。なお、代表者が主担当者である場合も同様に、役職と氏名を記載してください。

また、各種情報提供を迅速に行うため、メールアドレスの記載もお願いいたします。

⑤【資本金の額又は出資の総額】

個人の場合は記載は不要です。

⑥【従業員数】

常時雇用者と臨時雇用者について、申請時において現に雇用している人数をそれぞれ区別して記載してください。

常時雇用者とは、雇用契約期間が1年を超える者又は雇用契約期間を定めないで雇われている者であって、事業主や法人の役員は含みません。なお、青色事業専従者及び白色事業専従者については、常時雇用者に含めてください。

臨時雇用者とは、雇用契約期間が1年以下の者です。

なお、組合等の場合には、従業員数に代えて、構成員数や組合員数を記載することとし、何の人数か分かるよう記載してください。

（例：「組合員数30名」、「構成員数10名」）

⑦【業種】

総合化事業で取り組む農林水産物等の生産に係る日本標準産業分類（総務省）に掲げる細分類項目と番号（4桁）を記載してください。

なお、申請者が直接、農林水産物等の生産を行わない場合にあっては、総合化事業において担う役割を踏まえて業種を決定してください。

（農林水産物等の生産を行う事業者の例：野菜作農業（0113）、肉用牛生産業（0122））

（直接、農林水産物等の生産を行わない事業者の例：果実酒製造業（1021）、冷凍水産物製造業（0925））

⑧【決算月】

法人又は団体の場合には、定款・規約で定める決算月を記載してください。なお、個人の場合は、「12月」と記載してください。

※共同申請者及び促進事業者

共同申請者や促進事業者が存在する場合は、同様にそれぞれの欄に記載してください。なお、共同申請者や促進事業者が存在しない場合にあっては、それぞれの「①氏名又は名称」欄に「特になし」と記載してください。

2 総合化事業計画(別紙その2:農林漁業経営の現状)

《作成のポイント》

- 自らの経営の強みと弱みを理解して事業計画を作成するためには、まず、足下の農林漁業経営の現状を確認しておく必要があります。

《記載例》

3 農林漁業経営の現状

品目	生産規模	実施体制	主な販売先別出荷量	備考（課題等）
高糖度トマト	生食用 ○ aハウス ○○t 加工用 ○ aハウス ○○t	従業員 ○名 パート ○名	J A ○○ ○ t (有) ○○ (卸売業者) ○ t	一定割合 (○%) 発生する規格外品の有効活用
トマトジュース	○本	従業員 ○名 パート ○名	○○直売所 ○本	トマトの規格外を○ kg 使用
水稻	○ha ○t	従業員 ○名 パート ○名	J A ○○ ○ t	価格低迷に伴い規模縮小の計画
にんじん	○ha ○t	従業員 ○名 パート ○名	J A ○○ ○ t (有) ○○ (卸売業者) ○ t	現状維持
たまねぎ	○ha ○t	従業員 ○名 パート ○名	(有) ○○ (卸売業者) ○ t	価格低迷に伴い規模縮小の計画

《記載上の留意事項》

「3 農林漁業経営の現状」

申請者である農林漁業者等の生産、加工、販売等の農林漁業経営の現状や課題等を、記載してください。

申請者である農林漁業者等の全体的な経営の状況（経営内容、面積、販売先、作業体制等）と、課題等を備考欄に記載してください。
共同申請の場合は、全ての申請者について、同様に記載してください。

生産する農林水産物や加工品の評価や効能等について記載する際は、主観的な表現ではなく、客観的又は科学的根拠に基づく記載としてください。

※ 当欄については、計画作成主体である農林漁業者等の農林漁業経営の現状を記載する欄ですので、促進事業者が存在する場合であっても、促進事業者の経営の現状を記載する必要はありません。

また、申請する総合化事業の具体的な内容については、別途記載する欄がありますので、当欄への記載は不要です。

2 総合化事業計画(別紙その3:総合化事業の目標)

《作成のポイント》

- 総合化事業の目標は、事業を行うことにより実現しようとする目的を掲げ、それを実現するために、いつまでに何をするのかを整理した上で設定することが重要です。自らの事業を通じてどのような目的を達成したいのか、その目的を達成するための当面の目標は何か、を自ら考えて構想する必要があります。
- また、構想を作成しただけでは目的や目標は達成することはできません。総合化事業の取組を軌道に乗せ、利益を確保し続けていく必要があります。このため、目標となる時期とその時点における売上高及び所得を定めます。その際、総合化事業に係る種類の農林水産物等及びこれを原材料とする新商品の売上高の合計が、実施期間開始時点と比較し、計画期間が5年間の場合は5%以上、4年間の場合は4%以上、3年間の場合は3%以上、それぞれ目標の時点で増加するように売上目標を設定してください。また、農林漁業及び農林水産物等の加工又は販売の事業の全体による所得が、実施期間開始時点と比較し、目標の時点で向上し、かつ、目標の時点を含む単年度において売上高が経営費を上回るように目標を設定してください。
- なお、目標の時期までに目標とする売上高や所得を達成するためには、各年度ごとにどのように事業に取り組むのかを検討する必要があります。この点については、「3 別表」において改めて説明します。

《記載例》

4 総合化事業の目標

(1) 総合化事業全体の目標

規格外品の有効活用を図るためトマトゼリー等の加工品の開発・製造を行う。

新たに直接販売のツールとして、インターネット販売に取り組む。

総合化事業の取組により、高糖度トマトの生産拡大により発生する規格外品の価値を高め、農林漁業及び関連事業の所得を向上させるとともに、雇用の安定と新たに雇用を創出する。

《記載上の留意事項》

「4 総合化事業の目標」

(1) 総合化事業全体の目標

農林漁業経営の現状で記載した課題を解決するために、どのような総合化事業を実施するのかを記載してください。また、総合化事業計画達成時に目指す農林漁業経営の姿を記載してください。

※ 当欄については、計画作成主体である農林漁業者等の事業全体の目標を記載する欄ですので、促進事業者が存在する場合であっても、促進事業者の取組を記載する必要はありません。

《記載例》

(2) 農林漁業経営の改善の目標

- ① 総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高
現状（令和2年3月期）

農林水産物等名 ・新商品名	販売方式	売上高（円） [販売数量（）×単価（円/）]
高糖度トマト	J A ○○へ販売	0,000,000円 [0,000kg×000円/kg]
高糖度トマト	(有) ○○（卸売業者） へ販売	000,000円 [0,000kg×000円/kg]
ア： 売 上 高 計		0,000,000円

《記載上の留意事項》

「4 総合化事業の目標」

(2) 農林漁業経営の改善の目標

- ① 総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高

【現状】

申請時における「直近の決算期の数値」を記載してください。

なお、申請時点において最初の決算期を迎えていない場合や、農林漁業へ参入後、まだ農林漁業による売上げがない場合にあっては、当該欄は空欄としてください。

対象となる売上げは、総合化事業に用いられる農林水産物等の売上げとし、これを農林水産物等の種類ごとに区分し、更に販売方式ごとに区分して記載してください。

（既に商品化している商品（例：トマトジュース）や総合化事業に用いない農林水産物等（例：ニンジンやタマネギ）の記載は不要です。）

販売時期等により単価にぶれがある場合には、平均的な単価（又は売上高及び販売数量からの割り戻し単価）を記載してください。

«作成のポイント»

- 売上高は、総合化事業に用いられる農林水産物等及び新商品のそれについて、販売単価と販売数量を設定し、掛け算することによって求められます。
- 販売単価については、顧客がその商品に感じる価値や生産コスト、利益を踏まえて設定する必要があります。そのため、6次産業化プランナーやバイヤーといった専門家に相談したり、マーケット調査や試験販売を行うといった取組が重要です。
- 販売数量については、販路開拓をしっかりと行うことにより、初めて根拠のある数字を得ることができます。
- このように、売上高の目標は、事前の準備の積み重ねによって意味のあるものとなります。数字上の目標達成のつじつま合わせのために、根拠のない数値を掲げることは絶対に避けてください。

«記載例»

目標（令和7年3月期）

農林水産物等名 ・新商品名	販売方式	売上高（円） [販売数量()×単価(円/)]
高糖度トマト	J A ○○へ販売	00,000,000円 [0,00kg×000円/kg]
高糖度トマト	(有) ○○(卸売業者)へ販売	000,000円 [0,000kg×000円/kg]
高糖度トマト	インターネット販売	0,000,000円 [0,000kg×000円/kg]
トマトゼリー(90g) ※トマト2,000kg使用 (自社生産分1,500kg)	○○病院へ販売	000,000円 [0,000kg×000円/個]
トマトゼリー(90g) ※トマト2,000kg使用 (自社生産分1,500kg)	インターネット販売	0,000,000円 [0,000個000円/個]

トマトピューレ(180g) ※トマト4,000kg使用 (自社生産分2,500kg)	○○病院へ販売	000,000円 [0,000kg×000円/個]
トマトピューレ(180g) ※トマト4,000kg使用 (自社生産分2,500kg)	インターネット販売	0,000,000円 [0,000個000円/個]
トマトジェラート(120g) ※トマト1,500kg使用 (自社生産分1,000kg)	○○病院へ販売	00,000,000円 [0,00kg×000円/個]
トマトジェラート(120g) ※トマト1,500kg使用 (自社生産分1,000kg)	インターネット販売	000,000円 [0,000kg×000円/個]
イ： 売 上 高 計		00,000,000円

(注) 販売数量の単位については、農林水産物等又は新商品に応じた適切な単位を使用すること。
→ [売上高の増加率] 000.0 % (= (イ÷ア) ×100)

＜記載上の留意事項＞

【目標】

冒頭の括弧書には、「6 総合化事業の実施期間」における終期を記載してください。

目標となる売上高の設定に当たっては、

- ・ 総合化事業における取組が新商品の開発、生産又は需要の開拓であれば、いつまでにその開発を終え、いつからどれだけの量を生産して販売することになるのか
- ・ 総合化事業における取組が農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入等であれば、いつまでに検討を行い、いつからその方式により始めるのか

という総合化事業の実施期間中の取組の全体スケジュールを念頭に置いて検討するようにしてください。この点については、別表3に記載の留意事項を説明する際、詳しく説明します。

新商品名については、その商品の内容が分かるように記載してください。販売時に付ける固有名詞を記載する際には、商品の内容を括弧書で付記するなどの配慮をお願いします。なお、販売時に付ける固有名詞として、その新商品と同種の商品（その商品を利用する役務を含みます。）について他人が既に登録した商標と同一の名称や類似した名称を使用することはできないので、特許庁のホームページで確認するなど注意が必要です。

新商品については、その製造に不可欠な原材料の使用量を記載してください。そのうち、自ら生産した農林水産物等の使用量も記載してください。

売上高の増加率については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表記してください。

《記載例》

② 農林漁業及び関連事業の所得
現 状 (令和2年3月期)

(単位：円)

ウ：農林漁業及び関連事業の売上高	0,000,000
エ：経営費	0,000,000
オ：所得（ウ－エ）	0,000,000

目 標 (令和7年3月期)

(単位：円)

カ：農林漁業及び関連事業の売上高	00,000,000
キ：経営費	00,000,000
ク：所得（カ－キ）	0,000,000

→ [所得の増加率] 000.0 % (= (ク÷オ) ×100)

(注)②については、申請者ごとに作成し、欄を繰り返し設けて記載すること。

《記載上の留意事項》

【②農林漁業及び関連事業の所得 = 売上高 - 経営費(支出)】

経営形態	法人経営	個人
根拠となる書類	損益計算書	a)青色申告決算書(農業用) b) " (一般用) c)収支内訳書(農業用) d) " (一般用)
売上高	売上高	収入金額
経営費(支出)	・売上原価 ・販売費・一般管理費	・経費
所得	営業利益 (補助金等を含めることも可)	a)科目36の数値:差引金額 b)科目33の数値:差引金額 c)科目15の数値:専従者控除前の所得金額 d)科目19の数値:専従者控除前の所得金額

(注)

1.任意組織で統一の経理を行わない場合は、構成員の合計数値。

2.法人経営にあっては、農林漁業及びその関連事業に関する売上高、経営費、所得に限る。

《記載上の留意事項》

「4 総合化事業の目標」

(2) 農林漁業経営の改善の目標

② 農林漁業及び関連事業の所得

現状と目標の時期については、「① 総合化事業で用いる農林水産物等及び新商品の売上高」の現状と目標に記載した時期と同じ時期を記載してください。

ここに記載する売上高及び経営費は、農林漁業及び関連事業（農林水産物等の加工又は販売の事業全体）が対象となります。

したがって、①の場合と異なり、総合化事業で用いない農林水産物等（新商品の原材料として利用しない、生鮮で出荷するもの等）や、総合化事業に取り組む以前から引き続き加工・販売している農林水産物等を用いた商品に関しては対象となります。農林漁業経営と関連しない事業は、含めないでください。例えば、総合化事業に取り組もうとする農林漁業者等の方が同時に建設業や運送業を営む場合における建設業や運送業に係る売上高及び経営費は含めないようにしてください。

目標となる売上高や経営費の設定に当たっては、①と同様、総合化事業の実施期間中の取組の全体スケジュールを念頭に置いて検討するようにしてください。

所得の増加率については、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表記すること。

2 総合化事業計画(別紙その4:総合化事業の内容)

《作成のポイント》

- 総合化事業は、農林漁業経営の改善を図るため、農林水産物等の価値を高め、又はその新たな価値を生み出すことを目指して行う、農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であり、次の①～③に取り組むこととされています。
 - ① 自らの生産に係る農林水産物等をその不可欠な原材料として用いて行う新商品の開発、生産又は需要の開拓
 - ② 自らの生産に係る農林水産物等について行う新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善
 - ③ ①又は②を行うために必要な施設の改良・取得、新規の作物の導入等の生産の方式の改善
- 「新商品」とは、認定を受けようとする農林漁業者等がこれまでに開発、生産又は需要の開拓を行ったことのない商品をいい、(1) 商品そのものが新しい、(2) 原料が新しい、(3) 製法が新しい、のいずれかを満たせば、新商品に該当します。 例えば、リンゴでジュースを作っていたのが、新たにリンゴでジャムを作る場合((1))、今まで作っていたジュースの原材料であるリンゴとは別の品種のリンゴを用いて、リンゴジュースを作る場合((2))、商品の種類も原料も変わらないが、食味を改善する、保存期間を延ばすなどの目的で製法を改良する場合((3))が挙げられます。また、原料や製法も変更しないが、包装(パッケージ)や内容量を見直すことにより消費者への訴求効果が向上する等所得が向上することが見込まれる場合は商品そのものが新しい場合((1))として新商品に該当します。
- 「新たな販売の方式の導入」とは、認定を受けようとする農林漁業者等が、自らの生産に係る農林水産物等について、これまでに用いたことのない販売の方式を導入することをいいます。「販売の方式」は、次の類型に整理されます。
 - ア 消費者が商品の実物を見た上で購入することのできる販売の方式(実店舗、自動販売機)
 - イ 消費者向けの販売であって、ア以外の方式(インターネット、カタログ、電話等)
 - ウ 実需者向けの販売の方式(卸売。いわゆるB to B)
例えば、これまで生産した農林水産物を農協や市場に卸すのみ(ウ)であったのが、新たに、インターネットを活用した直売(イ)を始めるといった場合です。
- さらに、「販売の方式」の種類は、その販売の対象となる農林水産物等の品目や品種との組み合わせも含めて考えます。つまり、対象となる農林水産物等が異なれば、販売の方式も異なるものとして扱います。例えば、インターネットを活用してトマトの直売を行っていたが、既存のインターネットでの販路を活用して新たにスイートコーンの直売を始めた場合は、品目が新しいため、販売の方式が異なることになります。

- 「販売の方式の改善」とは、品質管理の高度化、物流の合理化等、認定を受けようとする農林漁業者等が、自らの生産に係る農林水産物について、既に用いている販売の方式を改善することにより収益性の向上を図ることをいいます。例えば、
 - ・ 直売所に栄養士や野菜ソムリエ等の専門知識を有する者が常駐し、対面販売で旬の農産物の調理法や機能性等の情報を提供することにより、販売を拡大する
 - ・ 出荷する生鮮品について、保管方法を改良することにより品質を維持しつつ輸送距離を伸ばし、新たな消費地への出荷を可能とするといった取組が挙げられます。
- また、これまでスーパー・マーケットチェーンに卸していた農林水産物等を新たにデパートに卸すという事業は、卸売という販売の方式は変わらないままであります、新たにデパートに卸すことにより卸売価格の上昇が望めます。このような場合には、農林水産物等の価値を高めて販売することを通じて、農林漁業者の所得を向上させて、農林漁業経営の改善を図ることが可能となるため、「販売の方式の改善」に該当すると解釈されることになります。
- ①及び②を行うために必要な「生産の方式の改善」とは、例えば、どういう商品を作りたいのかを念頭に、加工適性の高い品種やその商品の特性を更に助長することのできる新たな栽培方法を導入することが挙げられます。
- 総合化事業は、農林水産物等の生産と加工・販売を一体的に行う事業活動であり、農林水産物等の安定的な供給なくしては成立しません。このため、③の取組は、①や②と同じくらい重要です。

«記載例»

5 総合化事業の内容

(1) 実施内容

① 新商品の開発、生産又は需要の開拓の取組

○トマトゼリー（自ら生産する農林水産物等：高糖度トマト）

コンセプト	マーケットインの発想に立って、トマトの糖度を活かした添加物不使用の商品を開発・製造・販売する						
	いつまでに	どこで（どのようなシーンで）	誰が	誰に対して	何を（どんなことを）	どのように（どうするのか）	備考
ターゲット		主に病院		病院内で食事制限をしている方を対象	食品添加物を使わずに製造した商品	病院の給食用として販売する	
マーケット調査	〇年〇月までに試作品を完成させる	主に病院	調査会社に依頼	病院の管理栄養士	味や食感を5段階に分けた試作品	試食会を開催して、どの試作品が病院で提供しやすいかを評価してもらう 今後、病院給食以外への販路拡大のために、〇〇直売所で試験販売を行い消費者にアンケートを行う	
商品開発	〇年〇月から〇年〇月までに	自社	自社の商品開発部門		試食会で実需者が求めているゼリー	試作品の評価を参考に、製造コストと販売価格を計算しながら開発する	製造原価計算書作成する
商品製造	〇年〇月から〇年〇月までに	市内	有限会社丸の内食品		開発した商品	自社加工場の整備が完了するまで製造を委託する	原料の一部は近隣のトマト（高糖度）農家から集める
	〇年〇月から〇年〇月までに	自社	自社の製造部門	有限会社丸の内食品にアドバイスを依頼。	開発した商品	〇年〇月までに加工場の製造ラインを増やして自社生産を行う。	6次産業化交付金を活用予定
販売先の確保	〇年〇月から〇年〇月までに	主に病院	自社の営業部門	試食会を開催した病院を中心に地域の病院を中心に	開発した商品	職員にサンプルの試食をしてもらうとともに、機能性をPRして理解してもらうことで、病院食としての有効性の周知に努める	
	〇年〇月から〇年〇月までに	自社	自社の営業部門	全国の食事制限をしている方を対象	開発した商品	ホームページを開設して、インターネット販売に取り組む	
	〇年〇月から〇年〇月までに	県域の商談会に交付金を活用して出展する	自社の営業部門	健康食品を扱うバイヤー	開発した商品	健康食品をテーマにした商談会に参展するFCPシートを活用して、当社や商品の強みをアピールする	交付金の申請を県と相談中
その他	〇年〇月から〇年〇月までに		自社の営業部門	ヘルスケア雑誌の読者	商品のPRポイントを宣伝する	年〇回広告を掲載して、健康意識が高いと思われる読者に商品を宣伝していく	

《記載上の留意事項》

「5 総合化事業の内容」

(1) 実施内容

① 新商品の開発、生産又は需要の開拓の取組

総合化事業により今までよりも高い所得を得るために、顧客に受け入れられる価値は何かを見つける、また、経費が収益を圧迫しないようにするためのコスト管理を行うなどの取組が重要です。

このため、①の取組であれば、例えば以下のように、新商品の開発・生産・販売の各段階でどのような工夫を行うのかを具体的に記載する必要があります。

- ・ 開発段階であれば、既存商品の情報収集を行う、顧客ニーズを把握するために市場調査を行う、試作により技術的な課題を明らかにし、必要に応じて専門家（6次産業化プランナー等）の助言を仰ぐなどして解決策を立てる
- ・ 生産段階であれば、新商品を加工する技術や設備を持ち合わせているか、持ち合っていない場合には誰の協力を得るのかを記載する。さらに、原材料を確保できるのか、確保することのできる原材料の量に見合った加工施設の規模を検討し、合理的な設備投資を行う
- ・ 販売段階であれば、商品の価値を伝えたい顧客を念頭に販売先を開拓し、それにふさわしい流通チャネルを決定する記載する際は、可能な限り「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どのように」を明らかにしてください。

新商品の原材料となる農林水産物等は、原材料として不可欠なものであることを明らかにしてください。

新商品名については、4の(2)の①の目標欄に記載する新商品名と同じ記載してください。

新商品の販路が既に決まっている場合は、具体的な販売先の名前を記載することによって、事業の実現性が高まります。

新商品の開発等に当たり、不可欠な原材料の生産体制や確保する方法等を記載するとともに、当該原材料の一部を他者から調達する場合や製造・販売等において他者の協力を仰ぐ場合は、その内容を詳しく記載してください。また、協力を求める相手方からあらかじめ内諾を得ることが望ましく、内諾を得た場合はその旨も記載してください。

製造原価計算書の作成等、項目にとって行うべき作業等を備考欄に記載してください。

新商品ごとに表を作成してください。ただし、商品ごとに共通する項目があれば、まとめて記載することもできます。

なお、総合化事業の内容を項目立てすることにより、内容が分かりやすくなります。項目はあくまで記入例なので、適宜修正して記載してください。また、総合化事業の内容が文章だけでは分かりにくい場合は、図や画像を挿入して構いません。

«記載例»

② 新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善の取組

○高糖度トマト

新たな販売の方式	いつまでに	どこで（どのようなシーンで）	誰が	誰に対して	何を（どんなことを）	どのように（どうするのか）	備考
消費者に直接販売 (インターネット販売)	〇年〇月から〇年〇月までに	自社サイト 大手ECサイト	自社の営業部門	消費者（おいしいトマトを安く買いたい方）	糖度の基準を満たしているが、形質の基準を満たしていないトマト	ホームページを開設して、インターネット販売に取り組むほか、大手ECサイトである〇〇も活用して販売することで中間手数料を削減し、販売価格を抑えつつ収益性を向上させる。 SNSなどを積極的に活用して商品をPRする。	

販売の方式の改善	いつまでに	どこで（どのようなシーンで）	誰が	誰に対して	何を（どんなことを）	どのように（どうするのか）	備考
品質保持効果の高い包装材を導入	〇年〇月から〇年〇月までに	小売店で	自社の営業部門	卸売業者（（有）〇〇と商談を進めている。）	高糖度トマト	従来の包装材よりも品質保持期間が長くなり、品質低下を抑えて販売することができることから、販売単価を上昇させて、収益性を向上させる。	

«記載上の留意事項»

「5 総合化事業の内容」

（1）実施内容

② 新たな販売の方式の導入又は販売の方式の改善

②の取組については、これまでに用いたことのない新たな販売の方式であることや、既存の販売の方式のどのような点を改善して収益性が向上するのかなどが分かるように記載してください。

記載する際は、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どのように」を明らかにしてください。

直売の導入による流通過程の合理化、輸送の長さにかかわらず品質を保持するための冷蔵技術の開発、輸出による海外市場の開拓といった取組を具体的に記載する必要があります。

新たな販売の方式に取り組む農林水産物等ごとに表を作成してください。

なお、この欄については、農林水産物等が対象となるため、新商品の販売に関する内容は①で記載してください。

《記載例》

- ③ ①又は②の取組を行うために必要な生産の方式の改善の取組

生産の方式の改善	いつ	どこで	誰が	誰に	何を	どのように	備考
○○栽培方法の導入	○年○月から○年○月まで	自社	自社の生産部門		加工用トマトの生産	品種の変更及び○○栽培方法を導入し、加工適性が高いトマトを生産し、加工品の品質の向上を目指す。	6次産業化交付金を申請予定。
再生可能エネルギーを活用した生産コストの削減	○年○月から○年○月まで	トマトハウス	自社の生産部門	地域の建設会社に依頼する(○○組と(株)○○に見積もりを依頼する。)	太陽光パネルを用いたハウス暖房施設の導入	太陽光パネルと付随する設備を導入して、化石燃料の使用量を削減して環境に配慮しつつ、暖房コストを抑制する。加温による促成栽培で収量増加を目指す。	

《記載上の留意事項》

「5 総合化事業の内容」

(1) 実施内容

- ③ ①又は②の取組を行うために必要な生産の方式の改善の取組

③の取組については、新商品の生産や農林水産物等の販売方式の導入等を行うために必要な農林漁業用施設の改良又は取得、新規の作物又は家畜の導入、土地、水等の資源を有効活用した生産方式の導入等の取組を具体的に記載する必要があります。

記載する際は、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どのように」を明らかにするとともに、①及び②の取組との関連性が分かるように記載してください。

《作成のポイント》

- 総合化事業は、農林水産物の生産に止まらず、その加工又は販売と一体的に行う事業活動であり、加工と販売に関する専門的な経験を蓄積した人材との連携が有効です。
- また、生産段階においても、新商品の加工に適する品種を導入するなどの工夫が必要となる場合があり、例えば県の普及センターや大学等試験研究機関に協力を仰ぐことが有効です。
- このように、実施体制を構築する際には、異業種や、自治体、大学等試験研究機関との連携に積極的に取り組むことが重要であり、農業試験場に相談し、助言を受けて問題が解決した事例も実際にあります。
- また、全国に6次産業化サポートセンターが設置されており、6次産業化に取り組む方に対して6次産業化プランナーを派遣し、事業上の課題の解決に事業者と一緒に取り組んでいます。是非相談してください。

《記載例》

(2) 実施計画

① 実施体制

部門	担当者	協力・連携事業者	人員数
責任者	農林 太郎（（株）霞ヶ関農園 代表取締役）		
商品開発部門	農林 次郎（（株）霞ヶ関農園 商品開発担当）	霞ヶ関農業大学	○名
加工品製造部門	農林 花子（（株）霞ヶ関農園 加工品製造担当）		○名（○年○月までに○名雇用予定）
営業部門	農林 三郎（（株）霞ヶ関農園 営業担当）		○名（○年○月までに○名雇用予定）
生産部門	農林 太郎（（株）霞ヶ関農園 代表取締役）	霞ヶ関農業大学、霞ヶ関農業試験場	○名（○年○月までに○名雇用予定）

- ② 総合化事業の用に供する施設の整備の内容（別表1）
- ③ 特例措置（別表2）
該当なし
- ④ 総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法（別表3）

6 総合化事業の実施期間

令和2年年8月1日～令和7年3月31日

《記載上の留意事項》

「5 総合化事業の内容」

(2) 実施計画

①【実施体制】

総合化事業で取り組む内容に沿って役割分担を明確にして記載してください。

なお、実施体制については、組織図等の添付をもって記載に代えることも可能ですが、その場合においても、各々の役割分担は明確にしてください。

※ ②から④までについては、それぞれ別表1から3までと記載が重複するので、認定申請書に改めて記載する必要がありませんが、総合化事業の用に供する施設を整備する場合には別表1を、農業改良資金融通法等、農地法その他法律の特例の適用を受けようとする場合には別表2を、それぞれ作成する必要があります。また、別表3については、全ての申請者に作成していただく必要があるので御注意ください。さらに、総合化事業の用に供する施設を整備しない場合及び農地法その他法律の特例の適用を受けない場合には、②及び③にそれぞれ「該当なし」と記載してください。

「6 総合化事業の実施期間」

総合化事業計画の実施の始期と終期を記載してください。実施期間は5年以内としてください。

なお、地方農政局等が行う認定申請書等の内容の審査を終えて初めて認定の可否が明らかになることから、認定より前の時点を始期として設定することはできません。

終期（目標）については、毎年度、総合化事業計画の実施状況（売上高や所得等）を報告していただく必要があることから、決算期を踏まえて設定することが望ましいと考えます。

記載例は、3ヶ月期決算の事業者が令和2年7月末に認定を受けるという想定に基づいた記載例です。

「添付が必要な書類」

法人：定款、最近2期間の事業報告書、貸借対照表、損益計算書（付属明細を含む。）の各写し

任意団体：規約、最近2期間の事業報告書、財務状況の把握が可能な財務関係書類（存在しない場合は各構成員の確定申告書）の各写し

個人：確定申告書、青色申告決算書又は収支計算書の各写し

3 別表

《作成のポイント》

- 別表1は総合化事業の用に供する施設の整備の内容を明らかにした書類、別表2は各種法律の特例措置を活用する際に作成する書類、別表3は総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法を整理した書類です。
- 別表1及び2については、施設整備を行う場合や、特例措置を活用する場合に作成が必要となります。ここでは、申請に当たって作成が必須となる別表3について、作成する際の留意事項を説明します。
- 事業の裏付けとなるのは資金調達であり、目標に向かって着実に事業を進めていけるようにするために、現実的な資金調達計画が必要です。

《記載例》

(別表3)

総合化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	1年後 (3年3月期)	2年後 (4年3月期)	3年後 (5年3月期)	4年後 (6年3月期)	5年後 (7年3月期)
①設備投資額			5,000		
②運転資金額	9,600	13,600	19,220	19,600	20,120
③資金調達額合計 (①+②)	9,600	13,600	24,220	19,600	20,120
自己資金	6,100	8,600	20,720	19,600	20,120
借入金	3,500	5,000	3,500		
うち 農業改良資金等		農業改良資金 5,000			
その他	¥ ¥銀行 3,500		¥ ¥銀行 3,500		
補助金等					
その他					

《記載上の留意事項》

【設備投資額】

総合化事業を実施するに当たり、必要な施設、設備、土地の取得等の費用を記載してください。

【運転資金額】

総合化事業を実施するに当たり、必要となる設備投資額以外の費用(材料費、労務費等の諸経費(減価償却費を除く。))を記載してください。

【自己資金】

総合化事業の実施により得られる売上高及び前期から繰り越された余剰資金等の根拠を有する金額を記載してください。

【借入金】

法律の特例である農業改良資金、林業・木材産業改善資金又は沿岸漁業改善資金の活用を予定する場合は「農業改良資金等」の欄に、他の制度融資や民間金融機関等から借り入れる場合は「その他」の欄に、それぞれその内容と各決算期ごとに借り入れた延べの金額を記載してください。

【補助金等】

計画申請時点で活用を予定する補助事業等の名称及び金額(補助分)を記載してください。なお、この欄への記載をもって、その補助金等の交付を保証するものではありません。

食料産業・6次産業化交付金の活用を予定している場合には、融資残補助となることから、借入金の欄との整合性に注意してください。

【その他】

その他上記以外からの調達資金額を記載してください。

《作成のポイント》

- 総合化事業は、事業を行うことにより実現しようとする目的を掲げ、それを実現するために、いつまでに何をするのかを整理した上で設定された目標に向かって進めていく必要があります。
- そのためには、事業実施期間中における各年度の取組内容を具体化した上で、それぞれの取組の段階ごとに発生する費用と生ずる売上げを見積もる必要があり、これにより、各年度に必要となる設備投資額と運転資金額が明らかになります。
- そして、これを賄うに足りるだけの自己資金や借入金、補助金等の目途が立つかを検討し、仮に事業に必要と見積もった資金の額に対して調達が可能と見込まれる金額が不足する場合には、事業の内容を練り直すことが必要となり、この過程を通じて、総合化事業計画の「4 総合化事業の目標」に掲げた売上高や経費の額が精査されていくことになります。
- このため、別表3の作成に当たっては、その裏付けとなる、事業の取組を段階ごとに時系列に沿って整理したスケジュール表や各事業年度の売上高、売上原価、販売費及び一般管理費、営業利益等の見通しを整理することが望ましいと考えます。

III 終わりに

「I はじめに」でお示ししたように、総合化事業計画は農林漁業者の方々の自問と自答の反復を経て作成されたものであるとしても、そこに掲げられたとおりに事業が進むとは限らず、定めた目標がそのまま達成されるとも限りません。

例えば、

- ・ 量産品の生産段階で、連携する原料生産者からの原料供給が滞ることにより、予定していた数量の新商品生産ができなくなった
- ・ 同じコンセプトの新商品を低価格で大量に生産する競合他社が参入し、自社の販売量が思ったほどに伸びなかつた

などの予期しない問題が発生することにより、新商品の売上げが当初の見込みに届かなかったということも考えられます。

このような場合には、当初の事業計画を考えていた時点に立ち返りながら、何がうまくいき、何がうまくいかなかつたのかの要因をよく考えた上で、事業の進め方を工夫していただきたいと思います。問題解決にあたっては、農林漁業者の皆様にアドバイスをする6次産業化プランナーもおりますので、6次産業化サポートセンターにご相談ください。

また、新商品を開発した際には、販路を拡大するために商談会へ出展する機会も増加すると思います。その際にはフード・コミュニケーション・プロジェクト（F C P）のコミュニケーションツールである「F C P展示会・商談会シート」を活用することで、品質管理の情報等の整理ができる、自社の強みや弱みを見る化することができます。これにより弱みの改善ができるとともに、バイヤーとの円滑な商談につながりますので、ぜひご活用ください。（詳しくはhttps://www.maff.go.jp/j/shokusan/fcp/syoudan_sheet/index.htmlを御覧下さい。）

なお、総合化事業計画を変更するときは認定が必要な場合もありますので、最寄りの地方農政局等にご相談ください。

(参考) 国の相談窓口

北海道農政事務所 生産経営産業部 事業支援課 (北海道を担当)	☎ 011-330-8810
東北農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課 (青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県を担当)	☎ 022-221-6403
関東農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課 (茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県を担当)	☎ 048-740-5847
北陸農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課 (新潟県・富山県・石川県・福井県を担当)	☎ 076-232-4890
東海農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課 (岐阜県・愛知県・三重県を担当)	☎ 052-223-4602
近畿農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課 (滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県を担当)	☎ 075-414-9025
中国四国農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課 (鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県を担当)	☎ 086-224-9415
九州農政局 経営・事業支援部 地域食品・連携課 (福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県を担当)	☎ 096-300-6342
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課 (沖縄県を担当)	☎ 098-866-1673

農林水産省 食料産業局 産業連携課（企画班）

☎ 03-3502-8246

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html>